

(5) 低所得者利用者負担対策について

<趣旨>

低所得者については、介護保険制度において、高額介護サービス費等について特例を設けているほか、法施行時に特養に入所している高齢者に対して利用者負担の特例措置が講じられている。今回の特別対策では、これに加えて、介護保険の導入に伴う負担の激変緩和の観点から、低所得者の利用者負担について特別の措置を講じるものである。

具体的には、現にホームヘルプサービスを利用している高齢者の多くが低所得者である実情を踏まえ、激変緩和の観点から、①低所得世帯で法施行時にホームヘルプサービスを利用していた高齢者や②低所得世帯で障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた者などについて、経過的に利用者負担を軽減するものとする。また、③低所得者で特に生計が困難な者に対する社会福祉法人による利用者負担の減免や④生活福祉資金貸付制度の拡充を図ることとしている。

このため、平成12年度予算において次の通り要望することとしているので、都道府県、市町村においては、予算・事務の面において適切な対応を図られたい。

① 施行時のホームヘルプサービス利用者に対する経過措置

- 低所得世帯であって法施行時に訪問介護（ホームヘルプサービス）を利用していた高齢者について、ホームヘルプサービスに係る利用者負担を当面3年間は3%とし、その後段階的に引き上げ、平成17年度から10%とする。

ア 実施主体

事業の実施主体は市町村であり、市町村が事業を行った場合には、国及び都道府県の補助の対象となる取り扱い。

イ 対象者

次の2点を満たしている高齢者が対象となる。

(ア) 法施行時にホームヘルプサービスを利用していること。

具体的には、概ね施行前1年の間にホームヘルパーの派遣実績がある者とする。異動者については市町村間で連絡を取り合って対応。

(イ) 低所得であること。

生計中心者が所得税非課税であること（生活保護受給世帯を含む）。これは、現行の費用徴収基準において費用徴収額が0円の階層である。

ウ 利用者負担割合

12年度から当面3年間3%とし、17年度から10%。その間の段階的な引き上げ方としては、例えば15・16年度を6%とすることが考えられる。

12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
3%	3%	3%	(6%)	(6%)	10%

エ 公費の負担割合

この軽減措置はあくまでも市町村が行う事業に対して国が助成するものであり、その負担割合は介護保険における公費負担の割合に準じて、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とすることを考えている。

オ 実施方法

現物給付化できるよう検討中（事務フローについては、別添参照）。

また、高額介護サービス費との適用関係については、まず、この軽減措置の適用を行い、その後、軽減措置適用後の利用者負担額に着目して高額介護サービス費の支給を行う。例えば、訪問通所系サービスを月20万円利用した場合（利用者負担3%）の取扱いは、次のとおり。

- a 訪問通所系サービスの中でホームヘルプサービスの占める割合が100%のケース
- | | | |
|-----|---------|-----------------------|
| 一般 | 20000円→ | 6000円 |
| 非課税 | 20000円→ | 6000円 |
| 老福 | 15000円→ | 6000円（高額介護サービス費の適用なし） |
- b 訪問通所系サービスの中でホームヘルプサービスの占める割合が40%のケース
- | | | |
|-----|---------|------------------------|
| 一般 | 20000円→ | 14400円 |
| 非課税 | 20000円→ | 14400円 |
| 老福 | 15000円→ | 14400円（高額介護サービス費の適用なし） |
- c 訪問通所系サービスの中でホームヘルプサービスの占める割合が20%のケース
- | | | |
|-----|---------|------------------------------|
| 一般 | 20000円→ | 17200円 |
| 非課税 | 20000円→ | 17200円 |
| 老福 | 15000円→ | 15000円（2200円について高額介護サービス費適用） |

② 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置

- 低所得世帯であって、障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた者等について、平成16年度までの間（若年障害者の取扱いに関する結論が得られるまでの間）、ホームヘルプサービスに係る利用者負担を3%とする。

ア 実施主体

事業の実施主体は市町村であり、市町村が事業を行った場合には、国及び都道府県の補助の対象となる取り扱い。

イ 対象者

次のいずれかに該当し、かつ低所得者である者が対象となる。

(ア) 若年の頃から障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた者で65歳になって介護保険適用となった者（法施行時においてホームヘルプサービスを利用していた65歳以上の障害者のうち、65歳以前の障害を原因として手帳の交付を受けている者を含む）。具体的には、65歳の年齢到達前の概ね1年間に派遣実績のある者とする。異動者については市町村間で連絡を取り合って対応。

(イ) 40歳から64歳までの者

なお、低所得者は、生計中心者が所得税非課税であることとする（生活保護受給世帯を含む）。これは、現行の費用徴収基準において費用徴収額が0円の階層である。

ウ 利用者負担割合

16年度までの間（若年障害者の取扱いに関する結論が得られるまでの間）、3%。

12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
3%	3%	3%	3%	3%	（見直し）

エ 公費の負担割合

この軽減措置はあくまでも市町村が行う事業に対して国が助成するものであり、その負担割合は介護保険における公費負担の割合に準じて、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とすることを考えている。

オ 実施方法

現物給付化できるよう検討中（事務フローについては、別添参照）。

また、高額介護サービス費との適用関係については、まず、この軽減措置の適用を行い、その後、軽減措置適用後の利用者負担額に着目して高額介護サービス費の支給を行う。

③ 社会福祉法人による生計困難者に対する利用者負担の減免

- 低所得者で特に生計が困難である者に対して、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人が利用者負担を減免する場合の取り扱いを明確にするとともに、自ら負担した額が総収入の一定割合を超えた社会福祉法人に対して市町村が所要の支援を行った場合に国及び都道府県の補助の対象とする。

ア 社会福祉法人による利用者負担の減免の取り扱い

社会福祉法人の社会的役割に鑑み、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人が、低所得者で特に生計が困難である者に対して利用者負担を減免する場合について、その取り扱いを次の通りとする。

- (ア) 利用者負担の減免を行おうとする社会福祉法人は、サービスの利用者が居住する市町村に対してその旨の申出を行うものとする。

- (イ) 減免の対象者は、住民税世帯非課税のうち特に生計困難である者とする。具体的には、市町村が利用者の申請に基づき決定の上、確認証を交付するものとし、社会福祉法人は、確認証を提示した利用者については、確認証の内容に基づき利用料の減免を行う。

※ 「特に生計困難である者」としては、一定の標準を示す方向で検討中。

- (ウ) 減免の対象となるサービスは、特別養護老人ホーム、デイサービス、ショートステイ、ホームヘルプサービスとする。

- (エ) 減免の程度は、利用者負担の1/2程度を原則としつつ、ケースによっては1/2を超える減額あるいは免除もありうるものとする。具体的な取り扱い方法は検討中。

(オ) なお、市町村内に介護保険サービスを提供する社会福祉法人が存在していないような地域においては、例外的に当該市町村の判断により、社会福祉事業を直接経営する市町村等社会福祉法人以外の事業主体において利用者負担の減免が行い得るような取り扱いを検討中。

イ 市町村による所要の支援

市町村が利用者負担を減免した社会福祉法人に対して、その一部について助成を行った場合に、国及び都道府県の補助の対象とする。

(ア) 市町村が実施主体であり、助成措置を講じるかどうかは市町村の判断による。

(イ) 助成措置の対象は、社会福祉法人が利用者負担を減免した総額のうち、当該法人の総収入に対する一定割合を超えた部分とし、当該法人の収支状況等を踏まえて、その1/2以下の範囲内で行うことができるものとする。

※ 社会福祉法人の社会的役割に鑑み、利用者負担の減免額のうち、一定額までは全額社会福祉法人の負担とする。また、当該法人の収支が良好な場合などにおいては、結果として助成しない場合もあり得る。

※ 上記アの(オ)の場合においては、市町村は社会福祉法人以外の事業主体を助成措置の対象とすることも可能とする。

(ウ) 助成措置に要する費用については、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4の割合とする。

※ 「生活福祉資金貸付制度の拡充」については後述。

低所得者利用者負担対策について（Q & A）

Q 利用者負担の軽減対策について、ホームヘルプサービス以外のサービス利用者や新規のサービス利用者に適用しないのはなぜか。不公平ではないか。

A 介護保険法上は、1割の利用者負担が基本。新規の利用者や他のサービスの利用者については、この負担をしていただくことになるが、低所得者については、高額介護サービス費の自己負担限度額を一般より低く設定しており、無理のない範囲での負担となるよう配慮されている。

ただし、現にホームヘルプサービスを利用している高齢者の多くが利用者負担ゼロであり、新しい制度の導入に伴って負担が増加することから、激変緩和の観点に立って、法施行時にホームヘルプサービスを利用している低所得の方について、経過的に利用者負担の軽減措置を講じるもの。

Q 障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた者等について、平成16年度までの間、3%としている趣旨は何か。

A 平成17年度以降については、介護保険制度見直しにおける若年障害者の取扱いに関する結論を得、それを踏まえて対応を検討することになることから、それまでの間の措置としての位置づけである。

Q 社会福祉法人による生計困難者に対する利用者負担の軽減に関して、他の事業者との間で不公平になることはないか。

A 社会福祉法人による利用者負担軽減の趣旨は、社会福祉法人の社会的役割として、あくまで法人自身の負担によって、生計の維持が困難な低所得者の利用援助を行ってもらうもの。

したがって、これに対する助成も、社会福祉法人の負担が一定額を超える場合に、その一部に限定して行うものであり、社会福祉法人の経営助成策といった性格のものではない。（法人自身による負担が基本であることから、例えば、法人の運営費の不足分や赤字分を補填するための助成措置等とは全く性格を異にする。）これを踏まえ、他の事業者との間で不公平になることのないよう、十分留意して運用を行うことになる。